

## 最高裁四四・四・二判決の論議と意義

林, 迪広  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1600>

---

出版情報 : 法政研究. 36 (2/6), pp.19-26, 1970-12-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 最高裁四四・四・二判決の論理と意義

林 迪 広

一

官公労働者の労働基本権について、憲法と官公労働法に規定される争議行為禁止規定との矛盾が自覚的実践的にするどく意識されるようになったのは、昭和三十一年以降春斗方法がとられ、翌三十二年国鉄労働者の実力行使に対して公労法一七条発動による大量解雇が強行されたことがその出発点であった。その後の労働運動の政策転換斗争は、はじめは限定されたかたちでのILO八七号条約批准斗争として出発したが、三五年前後を境として憲法擁護運動の一環としての官公労働者のスト権奪還斗争へと運動の正しい展望の下に斗争が徐々にではあるが組織され、しかも単に官公労働者の労働基本権をめぐる問題としての捉え方から、一般労働者に対する個別企業内での協約などを通しての自主規制としての争議行為抑制に対する矛盾の自覚的解決と結合するようになかたちで運動が展開されるようになったといえよう。日本の労働組合のもつ組織的体質が、くしくもILO八七号条約の採択された同じ昭和二三年に、当時としてはそれほどの根源的疑問を経ずして、(当時の政令二〇一号、公労法、国公法改正などに対する政治的抵抗の存在を無視するものではないが)公労法旧四条三項を生みだし、またスト罪悪感の未消化の市民社会意識が全体の奉

仕者論理と癒着して現行国公法、地公法の争議処罰規定をうみだしたものと考えられる。

最高裁は、旧労組法による公務員と一般労働者に対する労働基本権行使の同質性（非現業公務員に対する特別の制限は留保しつつも）の基本的法構造を、政令二〇一号によって根本的に変更を余儀された事情に対しては、これを合理的論理的に自己自身の責務たる憲法問題として自覚的に検討することなく、昭二八・四・八大法廷判決において「政令二〇一号が公務員の争議を禁止したからとて、これを以て憲法二八条に違反するものということはできない。」とし、すでに生産管理事件判決に際して示されていた「財産権と労働基本権の調和」という抽象的観念的な生存権思想の系譜をそのまま引ついで、ことたれりとした。その後においても労働基本権の内容は、「公共の福祉」により制限をうけるのが当然とする態度を一貫して堅持し、その具体的あらわれとしては昭和三〇年代前半の（官公労働者の争議事件ではないが）一連のピケ事件について「諸般の事情」という情状酌量論は加味しながらも、むしろ明確に争議行為即同盟罷業という前提に立ちつつ、争議権は労務不提供という消極的側面においてのみ合法たりうるという論理を明確に打ちだした。

このような最高裁の憲法感覚が昭三八・三・一五判決（二小）でなんらの説得的な論理もなしに、公労法一七条の違憲性をまったく問題とすることなしに官公労働者の争議行為に対する刑事上の処罰は当然であるという判断となり、またILO条約批准によって公労法四三条三項が削除された直後の四〇年七月の和教組専従事件判決において、その本質において公労法四三条三項に匹敵する地公法の団結規制に関する現定は公務員の性格からして当然であり、公務員の団結権をどのように制限するかは立法政策に委ねらるべき問題であるとの判決が大法廷の全員一致の意見として展開されたのである。

二

ところが「公共の福祉」による官公労働者の労働基本権否認の論理がわずか一年余の四一・一〇・二六東京中郵便事件判決によって画期的な大転換をとげたのである。中郵便判決の直接的な意義は、さきの三八・三・一五判決をくつがえし公労法一七条違反行為にも労組法一条二項の適用があると結論づけたことである。しかしこの判決の憲法理論上の重要な意義は、最高裁が過去十数年にわたる公務員をも含めた労働者の団結権の憲法上の位置づけにつき、まじめに労働者の主張や学界で展開されてきた論理の土俵にみづからをのせることによって、それまでの外部の議論と最高裁のわが道をゆく式の断絶を改め、国民の憲法意識と最高裁との間に共通の基盤が可能となりうる契機をもたらした点にあると思う。もっとも三八・三・一五判決あるいは四〇・七・一四判決からわづかの期間しか経過していない中郵便判決の論理が、果してその後も定着しどう発展するであろうかについては不安を禁じえなかったし、「公共の福祉」論にかわる「職務の公共性」理論が公務員のみならずおよそ公共部門の労働者の労働基本権の具体的内容としてどのように展開されるのかという解釈論上の問題も当然に提起されることになったのは、以下の問題点の指摘とともに注意しておくなければならない。

三

「去る四月二日の最高裁大法廷の下した二つの判決はかの全通中郵便事件判決において多数意見が自覚的に定立した労働基本権の法理とその背景となる労使関係観と労働組合観をいっそう鮮明に示すものであった」（沼田「違憲の明文の合理的解釈」季刊労働法七二号一〇〇頁）。この二つの判決とは、一つは昭三二・四・二三勤務評定反対の

ため一〇割休暇斗争を実施した都教組役員に対する地公法六一条四号訴追事件（都教組事件）であり、他の一つは昭三五・六・四安保斗争の一環として行なわれた全司法労組仙台支部の時間内職場大会を争議行為としてとらえそれを指導したオルグに対して国公法一一〇条一項一七号の罪に問うた事件（安保六・四事件）であるが、都教組事件は無罪（破棄自判）、安保六・四事件は有罪（上告棄却）という対照的な判決となった。

安保六・四事件は住居侵入罪にかかる問題が随伴しているが、有罪、無罪の結果にもかかわらず、両事件とも地公法および国公法によって禁止せられている争議行為をあおった罪に問われたものであって、労働基本権をめぐる憲法理論としては当然に同一の基盤において検討し、最高裁の示した労働基本権の合憲性の意味内容を統一的に明確にすべきものである。しかも四・二判決においては、補足意見や反対意見の重要性（とくに色川意見）を看過してはならず、その詳細な考察なくしてはこの判決のもつ正当な展望に評価を加えることはできないと考えるが、ここでは中郵判決とそれをうけた四・二判決に対する「最高裁」が展開しつつある労働基本権をめぐる基本的発想の若干について整理を試みることに止めておきたい。

#### 四

中郵判決においては結局において公労法一七条の合憲性を認めたものの、それまでの論理不在の合憲性を基本的に問いなおし、その論理構成の必然として刑事免責の承認を結論づけたものである。いまこの点を要約すると、

(一) 労働基本権保障の趣旨は生存権保障の基本理念に立脚するものであって経済的弱者たる労働者の人間としての生活の確保にある。従って公務員、公社職員等も労働者である限り原則的に労働基本権は保障されなくてはならない。これを「全体の奉仕者」論理で否定することはできない。ただ公務員などは「職務の公共性」に応じて一般労働

者と異なる制約をおのずから内包するものと解すべきである。この意味で公務員などの争議行為もそれが正当なものである限り、（民）・刑事責任を問われることはない。

(二) しかし労働基本権といえども絶対無制限のものではなく、国民生活全体の利益の保障という見地から当然の内在的制約を内包する。そこで具体的にどのような制約が合憲とされるかについては、(1)、その制限は生存権確保との関係で合理性の認められる最少限度に止めなければならない。(2)、その制限は国民生活に重大な障害を及ぼすおそれのあるものについて、これを避けるため必要やむをえない場合に限らるべきである。(3)、労働基本権制限違反に対する法律効果は必要な限度を越えることは許されず、とくに刑事制裁を課することは慎重でなければならない。(4)、制限がやむをえない場合にこれに見合う代償措置が講じられなければならない。

「公共の福祉」論による労働基本権制限理論からの訣別や中郵判決の明確にした「全体の奉仕者」論が公務員の争議権禁止の根拠たりえないことの価値的認識への転換の契機は、すでに昭和三〇年代のILO斗争の発展のなかで、いちはやく憲法と官公労働法との矛盾を自覚し大胆に判決においてそれを明確にしたいくつかの下級審判決の積みあげと、決定的に最高裁をして右のような論理にふみ切らせた要因は、ドライヤー報告に示された国際的労働法理であったであろうことは多くの人の指摘するところであって、ドライヤー報告中の公共部門のストライキ権のあり方についての一般的原则と中郵判決の発想は非常に似かよったものがあることが指摘できる。

ところで四・二判決における最高裁の発想は、中郵判決の論理の定着化という意義を第一にあげることができよう。まさに沼田教授の指摘されるごとく中郵判決で自覚的に定立した論理の一層の鮮明化という点で高く評価されるべきであろう。すなわち国公法、地公法の規定の「あおり」概念の解釈については、公務員の労働基本権を最大限に尊重する立場を貫くべきであって都教組事件における組合役員の行為は通常争議行為に通常随伴する行為であり、決

してあり行為には当たらないものであるとしている。

のみならず四・二判決の憲法理論上重要な意義をもついまひとつの点は、官公労働者の争議行為禁止規定に対する違憲論にどのように答えているかであるが、この点については都教組判決中について「これらの規定が、文字どおりに、すべての地方公務員の一切の争議行為を禁止し、これらの争議行為の遂行を共謀し、そそのかし、あおる等の行為をすべて処罰する趣旨と解すべきものとすれば、それは前叙の公務員の労働基本権を保障した憲法の趣旨に反し、必要やむをえない限度をこえて争議行為を禁止し、かつ必要最少限度にとどめなければならないとの要請を無視し、その限度をこえて刑罰の対象としているものとして、これらの規定は、いずれも違憲の疑を免れないであろう。」と判示している点を特に注目すべきであろう。かねてからのILO斗争の発展のなかで、また具体的な官公労働法に関する裁判事件において、労働者は、一貫して公労法一七条や国公法、地公法の違憲論を正面から主張してきた。それに対して中郵判決事件以前の最高裁は、多少ともスト権禁止立法に批判的論理を示すどころか、むしろ積極的に合憲論を展開してきていたのである。中郵判決も、地公法の合憲論に帰着するわけであるが、その理由づけが厳密になされておらず（すでに昭三七・八・二七佐教組事件判決および昭三九・三・三〇大教組事件判決は抽象的「公共の福祉」論によってではなく、教職員の争議権と教育を受ける権利との具体的比較的衝論との展開論理という意味で中郵判決の論理構造と同質指向性をもつものと考える）、さらに中郵判決以後においては一方において中郵判決の論理を用いつつ地公法合憲論に立つ昭四二・一二・一八福教組事件控訴審判決、昭四三・三・二九和教組事件控訴審判決などがみられるが、他方、中郵判決の論理を追いながら、中郵判決とは反対に公労法一七条違憲論に到達したものがある。すなわち昭四二・八・七長岡三条局事件判決および昭四一・一二・一六国鉄尼崎駅事件判決である。

四・二最高裁判決は、前記引用のようにより行為の処罰が合憲であるための条件というものについていくつかの

基準を立て、それを何段にも重ねることによって、あおりを限定し、そのような論理操作を通じて地公法六一条の合憲性を承認しているのであって、この基本的発想は中郵判決の論理を継受するものであろう。しかし中郵判決の論理自体が一方において合憲論の根拠にもなると同時に、前記の下級審判決にみられるようにその論理の忠実な追究が他方で違憲判決のよりどころとなるような要因を内包していたと考えられる。四・二最高裁判決はあえて正面から違憲の判断を下さず、条件を何段にも積重ねることによって「可能なかぎり、憲法にそくし、これと調和しうるよう合理的に解釈」すべき限界の存することを明らかにし、その限界を逸脱すれば違憲の疑を免れないとしたのであって、この点についての法社会学的検討がすでに問題とされつつある。しかしあおり行為の厳格な合理的解釈論が最高裁をして、遂に「違憲の疑を免れないであろう」といわしめた真の原因ではなくして、争議権禁止立法の正面からの違憲論争が、憲法にそくしての合理的限界の承認を認めざるをえなくなったものとして評価すべきであらう。

安保六・四事件は安保斗争という政治ストという性格目的をもつものとして有罪の判決をうけたものであるが、労働組合の政治活動という団結権行使一般についての理論的側面をもつ事件である。中郵判決は、公務員等の労働基本権行使の制約について既に要約したような条件を挙げているが、更に争議が違法と判断される一般的な基準として、争議が不当に長期にわたる場合、暴力的である場合、政治的目的のものである場合の三つをあげている。この違法と考えられる三つの場合はそれぞれ異質のものが羅列されている嫌いがあるが、いずれにしてもこの指摘が安保六・四事件の判断と無関係であるとは考えられない。かりに政治ストが憲法二八条の保障をうけないとしても、ただちに刑事罰を課することができるのかという点については、色川、入江裁判官の明解な反対意見もあり、そもそも労働組合の政治活動という点からすれば、都教組事件そのものが勤務評定反対という国の教育政策にかかわる問題が中心であ



ったわけである。労働運動の目的や範囲については、現代社会の構造なり労働者を取りまく生活条件から改めて明確な検討が必要とされるであらう。

## 五

四・二判決によって官公労働法の争議権禁止規定は、最高裁の論理によればなお合理的な限界内での解釈をとおして合憲であることが示されたが、実質的には地公法三七条、六一条四号および国公法九八条五項、一一〇条一項一七号はその存在価値をほとんど失ったということになる。立法政策的にも公務員等の争議行為の全面一律禁止規定の改廃が当然に日程にのぼらなければならないはずであるが、事態はまだ進んでいるようにも思われない。更に四・二判決を契機として争議行為に対する民事罰からの解放が、民間、官公労を問わず労働法上の具体的な問題として登場することになろうし、現に登場しつつある。

(最高裁四・二判決を論じた論稿はすでに数多いが、小稿は入院中の執筆であり、主として石川他四氏「公務員関連判決をめぐって(座談会)」ジュリスト四二四号、沼田稻次郎「違憲の『明文』の合理的解釈」(季刊労働法七二号)深山喜一郎「官公労働者の争議権」(法政研究三五卷六号)その他を参照させて頂いた。一々の引用の省略をおゆるし願いたい。)

渡欧直前の匆々の間に書いたものであり、未熟な小稿に終わらざるをえなかったことを高田教授におわびしたい。